

日本司法支援センター(法人番号2011205001573)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当センターの主要事業は総合法律支援に関する事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、以下の法人等を参考とした。

①日本学生支援機構…当該法人は学生支援事業を実施している。公表資料によれば、平成30年度の長の年間報酬は18,296千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、18,060千円と推測される。同様の考え方により、理事については、16,110千円である。

②預金保険機構…当該法人は金融支援業務等を行っており、かつ法曹資格者が在籍する法人である。公表資料によれば、平成30年度の長の年間報酬は22,208千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、21,919千円と推測される。同様の考え方により、理事については16,367千円、非常勤役員(監事)については、1,848千円と推定される。

③事務次官(指定職8号俸)年間報酬額…令和元年度23,374千円(令和元年8月人事院発行参考資料による)

② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じて、増額又は減額することができるとされている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。月額については、役員報酬規程にのっとり、本給902,100円に地域手当180,420円を加算して算出している。

期末手当については、役員報酬規程にのっとり、期末手当基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当についても、同様に、勤勉手当基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和元年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。
 月額については、役員報酬規程にのっとり、本給803,500円に地域手当160,700円、通勤手当を加算して算出している。
 期末勤勉手当については、法人の長と同様の基準により算出している。
 なお、令和元年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和元年度は役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。
 なお、令和元年度は役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和元年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	18,174	10,825	5,184	2,165 (地域手当)			*
A理事	16,505	9,642	4,848	1,928 (地域手当) 87 (通勤手当)			
B理事 (非常勤)		1,504		()			
C理事 (非常勤)		1,811		()			
D理事 (非常勤)		1,658		()			
A監事 (非常勤)		737		()			*
B監事 (非常勤)		890		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当センターは、総合法律支援法にもとづき「民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として設立され、弁護士や司法書士等の隣接法律専門職者による情報提供業務、資力の乏しい方に対する民事に関する弁護士費用の立替え、無料法律相談等の援助業務、国選弁護人候補者の裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬支払業務、犯罪被害者への支援業務、司法過疎地へ常勤弁護士を配置し法的サービスを提供する等、国民と司法の架け橋となる業務を行っている。

当センターが実施する各業務は、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高く、その業務運営は常に国民等の立場から取り組み、国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むことが求められている。

当センターの長には、このような期待に応え、業務運営を担える学識経験が豊かで、国民的視野から当センターの業務運営にたずさわることができる人材を登用する必要がある。

他の支援業務を実施している法人の長の報酬と比較しても、同水準又はそれ以下であることから、当センターの長の報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

理事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

日本司法支援センターの主要事業は総合法律支援に関する事業であり、その職務内容の特性に鑑みれば、I-1-①で示す類似事業を行う機関を参考に設定するという役員報酬水準の設置の考え方は妥当である。

なお、理事長の報酬は、参考とした他の法人の長の報酬と比較して、同等又は低水準に抑えられている。

また、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会の行う業績評価を勘案し、その役員の業績に応じて増額又は減額することができるとされており、業績が適正に反映されていることから、妥当な報酬水準であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事D (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じて、増額又は減額することができるとされている(今後も継続する。)

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当センターの職員給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠していることから、給与水準を検討するにあたって、国家公務員の平均給与額を参考にした。

国家公務員…令和元年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は411,123円である。

なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考に決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

職員の給与は、当センター職員給与規程にのっとり、俸給及び諸手当(扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+(俸給と扶養手当に対する)地域手当+(俸給と扶養手当に対する)広域異動手当+級・職位に応じた加算額)に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+(俸給に対する)地域手当+(俸給に対する)広域異動手当+級・職位に応じた加算額)に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和元年度は、次の改正を実施した。

①令和2年1月17日改正 俸給表の引上げ(平均0.1%引上げ・国家公務員の給与勧告に準拠)

②令和元年12月賞与 0.05月分引上げ(国家公務員の給与勧告に準拠)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 466	歳 41.7	千円 5,654	千円 4,157	千円 132	千円 1,497
事務・技術	人 466	歳 41.7	千円 5,654	千円 4,157	千円 132	千円 1,497
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

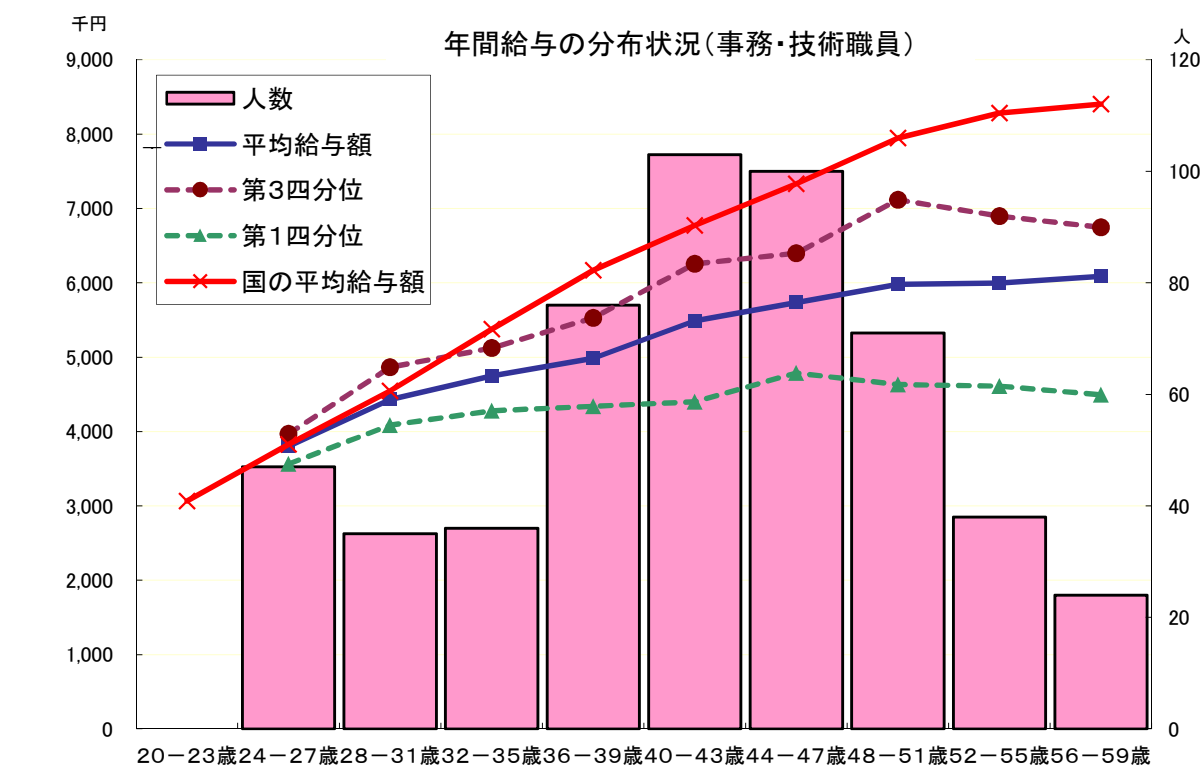
任期付職員	人 228	歳 41.2	千円 6,761	千円 4,809	千円 67	千円 1,952
事務・技術	人 77	歳 45.1	千円 4,425	千円 3,261	千円 93	千円 1,164
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
有資格(法曹)職員	人 5	歳 42.9	千円 15,066	千円 10,741	千円 116	千円 4,325
常勤弁護士	人 146	歳 39	千円 7,709	千円 5,422	千円 52	千円 2,287

再任用職員	人 10	歳 63	千円 4,652	千円 3,891	千円 107	千円 761
事務・技術	人 10	歳 63	千円 4,652	千円 3,891	千円 107	千円 761
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 72	歳 45.3	千円 2,454	千円 2,238	千円 140	千円 216
事務・技術	人 72	歳 45.3	千円 2,454	千円 2,238	千円 140	千円 216
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
代表的職位 〔・本部課長 ・本部係員〕	6	51.2	9,198	10,401～7,072
	46	35.2	4,564	5,890～3,548

④ 賞与（令和元年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.0	% 55.7	% 55.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.0	% 44.3	% 44.1
	最高～最低	% 49.4～38.6	% 48.0～40.0	% 48.7～39.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.1	% 56.6	% 56.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.9	% 43.4	% 43.2
	最高～最低	% 49.4～31.2	% 48.0～33.4	% 48.7～34.4

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 80.3 ・年齢・地域勘案 82.2 ・年齢・学歴勘案 78.0 ・年齢・地域・学歴勘案 81.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合72%】 (国からの財政支出額328億円、支出予算の総額454億円：令和元年度予算) 【累積欠損額 0円(平成30年度)】 【管理職の割合12.9%(常勤職員数466名中60名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合17.8%】※小数点第2位を四捨五入 (支出総額45,471,628,554円、給与・報酬等支給総額8,081,050,953円：平成30年度決算) (法人の検証結果) 当センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従って適正に運用し、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても適時行っていることから妥当であると考え。 (主務大臣の検証結果) 日本司法支援センターの給与水準は、国家公務員の給与水準に従って適正に運用されており、同水準を上回っておらず、また、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても適時行われていることから妥当であると考え。
講ずる措置	

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額182,200円、年間給与3,021,300円
 - 35歳(本部主任)
月額328,320円、年間給与5,515,269円
 - 50歳(本部課長補佐)
月額459,480円、年間給与7,796,104円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円(令和元年度)を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている(今後も継続する。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成30年度	令和元年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,822,617	千円 5,819,803
退職手当支給額 (B)	千円 181,935	千円 98,995
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,159,126	千円 1,129,386
福利厚生費 (D)	千円 1,175,431	千円 1,170,585
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,339,109	千円 8,218,769

注：中期目標管理法法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の対年度比は、2,814千円(0.05%)減である。
- ・退職手当支給額の対前年度比は、82,940千円(45.59%)減である。
- ・国家公務員の退職手当支給水準の引下げに伴い、当センターにおいて講じた措置
(措置内容)職員に支給する退職手当額に乘じる調整率を100分の88.1から100分の83.7に変更した。
(実施時期等)職員につき平成30年4月1日付け施行(職員に支給する退職手当額に乘じる調整率を100分の97から100分の83.7に変更したが、経過措置として施行日から平成30年度末までの間は、100分の97から100分の92.5に、平成31年4月1日から令和元年度末までの間は、100分の88.1とし、徐々に引き下げる措置を設けていたが、令和2年度から、100分の83.7に変更した。)
- ・非常勤役職員等給与の対年度比は、29,740千円(2.57%)減である。
- ・福利厚生費の対年度比は、4,846千円(0.41%)減である。

Ⅳ その他

特になし。